

令和4年度
(2022年度)

あ ん じ ょ う し ぜ い と う の う き い ち ら ん ひ ょ う

安城市税等納期一覧表

月	4年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	5年 1月	2月	3月
納期限・ 振り替え日	5/2 (月)	5/31 (火)	6/30 (木)	8/1 (月)	8/31 (水)	9/30 (金)	10/31 (月)	11/30 (水)	12/26 (月)	1/31 (火)	2/28 (火)	3/31 (金)
税目等			1期 (全期前納)		2期		3期			4期		
市民税・県民税 (普通徴収)			1期 (全期前納)		2期				3期		4期	
固定資産税 都市計画税	1期 (全期前納)			2期					3期		4期	
軽自動車税 (種別割)		全期										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
後期高齢者 医療保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
安城土地 改良区費					全期							
水道料金 下水道使用料	北 4月 検針分		6月 検針分		8月 検針分		10月 検針分		12月 検針分		2月 検針分	
	南	5月 検針分		7月 検針分		9月 検針分		11月 検針分		1月 検針分		3月 検針分
＊北…JR東海道本線以北（二本木町・緑町を含む） ＊南…JR東海道本線以南（二本木町・緑町を除く）												
下水道事業 受益者負担金						1期						2期

★保育料、児童クラブ育成料、市営住宅家賃は毎月納期です。

◎納付方法について

- ・口座振替での納付
- ・金融機関の窓口での納付
- ・コンビニエンスストアでの納付
市税(※)、水道料金、下水道使用料のバーコード付き納付書は納期限までは納付できます。
- ・クレジットカードでの納付
市税(※)の納税通知書に同封の納付書は、納期限までは納付できます。ご利用には別途決済手数料がかかります。

よく見えるところに
貼ってください

- ・スマートフォン決済アプリでの納付
市税(※)、水道料金、下水道使用料のバーコード付き納付書は納期限までは納付できます。
(対応アプリ：PayB、PayPay、LINEPay、auPAY)

※市税とは、市民税・県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(普通徴収)の4種類です。



納付は便利な口座振替で

便利 安心 確実

- 取扱金融機関は、市内に本・支店のある金融機関、郵便局、中京銀行、西三河農協、あいち三河農協、あいち豊田農協です。
- お申し込み手続きは、振替希望の口座内容がわかるもの(通帳、キャッシュカード)、口座お届け印をお持ちになり、上記取扱金融機関、郵便局または下記担当課で**口座振替依頼書をご記入ください**。
- 市外など遠方の人、または直接窓口でお手続きすることが難しい人につきましては、下記担当課までご連絡いただければ口座振替依頼書をお送りいたします。
- 後期高齢者医療保険料は、原則年金天引きでの納付となりますので、継続して口座振替を希望される場合は、別途申出書が必要です。詳しくは下記担当課までご連絡ください。
- 介護保険料は、原則年金天引きでの納付となり、口座振替依頼書の提出があった人については、年金天引き開始前までの保険料について口座振替となります。
- 納期限(振替日)の前日までに、通帳の残高をご確認ください。振替の結果は通帳への記帳にてご確認ください。

納付書について

- 納付時は、領収証書、コンビニエンスストア発行のレシートを必ず受け取り、大切に保管してください。納付の確認には2週間ほどかかりますので、納付後に督促状や催告書などが届く場合がありますが、行き違いですのでご容赦ください。
- 納付書の再発行を希望される場合は、安城市収納コールセンター(Tel 71-2288)までご連絡ください。

安城市税等を滞納されますと

- 安城市税等を定められた納期限までに納付できない場合は、延滞金が増加されるとともに、財産差押など滞納処分を受けることにもなります。延滞金は法律で定められており、納税者等のご負担も増えることとなりますので、納期限までに必ず納めてください。

市税が過誤納(二重払いなど)になったら

- 市税を二重に支払うなど過誤納となった場合、納期限が過ぎて滞納となっている税金がある場合は、その税金に充当(入金)させていただきます。
- 滞納となっている税金がない場合、その税目に口座振替の登録がある場合は、登録口座へ振り込みます。振り込みされるまでの期間の目安は1か月ほどです。
- 登録口座がない場合は「市税還付金等請求・振込依頼書」を納税義務者へ郵送しますので、還付希望口座等を記入してご返送ください。返送後、1か月ほどで指定の口座へ振り込みます。

◆市税の課税・減免についてのお問い合わせは下記の担当課へ(納付書の再発行は安城市収納コールセンターへ)

市民税・県民税について	市民税課市民税係	Tel 71-2214
固定資産税・都市計画税について	資産税課	Tel 71-2215、2256
軽自動車税(種別割)について	市民税課軽自動車税係	Tel 71-2213
国民健康保険税について	国保年金課国保係	Tel 71-2230

◆市税の納付・市税の口座振替についてのお問い合わせは納税課へ

納税課	Tel 71-2216、2217
安城市収納コールセンター	Tel 71-2288

◆料金についてのお問い合わせは下記の担当課へ

後期高齢者医療保険料について	国保年金課医療係	Tel 71-2232
	安城市収納コールセンター	Tel 71-2288
介護保険料について	高齢福祉課介護給付係	Tel 71-2226
	安城市収納コールセンター	Tel 71-2288
安城土地改良区費について	農務課土地改良事業室農地整備係	Tel 71-2236
水道料金、下水道使用料について	水道業務課料金係	Tel 71-2249
下水道事業受益者負担金について	下水道課経営係	Tel 71-2247
保育料について	保育課入園係	Tel 71-2228
児童クラブ育成料について	子育て支援課児童クラブ係	Tel 72-2319
市営住宅家賃について	建築課市営住宅係	Tel 71-2240



*各担当課の電話番号は直通です。

*直通電話が繋がらない場合は 安城市役所 Tel 0566-76-1111(代表)へ
〒446-8501 安城市桜町18番23号 Fax 0566-76-1112